

第十九回国会 文部委員会 議録 第二十五号

昭和二十九年四月十四日(水曜日)

午前十一時十二分開議

出席委員

委員長代理 理事 竹尾 式君
理事 長谷川 峻君 理事 町村 金五君
伊藤 郷一君 岸田 正記君
熊谷 憲一君 坂田 道太君
世耕 弘一君 原田 憲君
山中 貞則君 田中 久雄君
横路 節雄君 小林 信一君
松田竹千代君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席政府委員

文部事務官 稲田 清助君
(大學事務局長) 同長
(文部事務官) 近藤 直人君
(管理局長) 同長

委員外の出席者

議員 中村 高一君
文化財保護委員 森田 孝君
員會事務局局長 石井 昂君
專門員 横田重左衛門君

三月二十七日

委員 垣田君辭任につき、その補欠として植木庚子郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月三十日

委員 松平忠久君辭任につき、その補欠として加藤勘十君が議長の指名で委員に選任された。

四月二日

委員 吉田安君辭任につき、その補欠として金子與重郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員 山中貞則君辭任につき、その補欠として堀川恭平君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員 堀川恭平君辭任につき、その補欠として山中貞則君が議長の指名で委員に選任された。

同月十日

委員 加藤勘十君辭任につき、その補欠として松平忠久君が議長の指名で委員に選任された。

同月十二日

委員 小林進君辭任につき、その補欠として中井徳次郎君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

委員 中井徳次郎君辭任につき、その補欠として小林進君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員 辻原弘市君辭任につき、その補欠として横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

松平忠久君が理事に補欠当選した。

四月二日

へき地教育振興法案(内閣提出第一三三三号)

同月三日

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五五号)

律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一三六号)

同月五日

文化財保護法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三七七号)

同月八日

学校給食法案(内閣提出第一四〇号)

三月二十九日

公立学校教職員の政治活動制限反対に関する請願(裁元たけ子君紹介)(第四〇六四号)

同外二十四件(山花秀雄君紹介)(第四〇六五号)

四月三日

公立学校教職員の政治活動制限反対に関する請願(前田榮之助君紹介)(第四一八一号)

同(三輪壽壯君紹介)(第四一八二号)

同(浅沼稻次郎君紹介)(第四一八三三号)

同(松平忠久君紹介)(第四一八四号)

同(小林進君紹介)(第四一八五号)

重要文化財比叡山延暦寺の釈迦堂修築に関する請願(高津正道君紹介)(第四一八六号)

同(高橋市高槻蔵屋敷九百九十七番地大阪府立島上高等学校分會羽野良一外二十四名)(第二四〇〇号)

文化財保護法の一部改正等に関する請願(世耕弘一君外十名紹介)(第四二二五号)

同(倉石忠雄君紹介)(第四二四六号)

宗教法人法の一部改正に関する請願(追浜地内官修墳墓の祭し及び管理の復活に関する請願(山本正一君紹介)(第四二七一七号)

同月九日

公立学校事務職員に教育公務員特例法適用の請願(加藤宗平君紹介)(第四三二五号)

同日

国立若手大学に附属高等学校設置の請願(鈴木善幸君紹介)(第四三六〇号)

三月二十六日

の審査を本委員会に付託された。

同日

教職員の政治活動制限法案反対に関する陳情書外一件(千葉県安房郡七浦村秋山重太外一名)(第二三九四号)

同(大津市東浦一番地滋賀県教育会長大谷勇外七名)(第二三九五号)

同(横浜府市神奈川区神奈川大学教授草薙正夫外二名)(第二三九六号)

同(上田市議會議長森健二)(第二三九七号)

同(静岡市大岩町静岡大学教職員組合執行委員長植松茂)(第二三九八号)

同(滋賀県甲賀郡教職員組合長勝村豊吉)(第二三九九号)

同(高槻市高槻蔵屋敷九百九十七番地大阪府立島上高等学校分會羽野良一外二十四名)(第二四〇〇号)

同(兵庫県神崎郡川辺村西川区二百八十二番地の二山本秀夫外一名)(第二四〇一号)

同(長崎市城山町一丁目十四番地森林友吉外五十二名)(第二四〇二号)

同(長崎県西彼杵郡時津町野田郷水沢征夫外三十一名)(第二四〇三三号)

同外一件(熊本県下益城郡海東村白石好繼外一名)(第二四〇四号)

公立学校事務職員的身分並びに待遇是正に関する陳情書(福島県公立学校事務職員協議會長舟生太蔵外三十三名)(第二四〇五号)

同(福島市大字渡利字中角二瓶直樹外二千六百七十一名)(第二四〇六号)

同(福島県相馬郡石神村長野字全正内古内春夫外千四百五十二名)(第二四〇七号)

同外五件(新潟市水道町二丁目中野二三郎外二百三名)(第二四〇八号)

同外一件(長岡市西千手町盛田英治外六十七名)(第二四〇九号)

同外三件(高田市西城町四丁目井沢幸三外百三十五名)(第二四一〇号)

同(三条市北中蒲沢寛平外三十三名)(第二四一一号)

同(新潟県東蒲原郡津川町小池義公外三十三名)(第二四一二号)

同外一件(新潟県西蒲原郡巻町長谷川丑三郎外六十七名)(第二四一三三号)

同外一件(新潟県中蒲原郡五泉町佐藤安雄外六十七名)(第二四一四号)

同(新潟県北蒲原郡中蒲村大伝市島徳一郎外三十三名)(第二四一五号)

同(新潟県北頸城郡直江津町安国寺伊藤豊二外三十三名)(第二四一六号)

八四号)

[illegible]

第三條 市町村は、
へき地における

を設けなければならない。

の交付を受けた年度内に補助に

係る施設を設けないこととなつたとき。

三 補助に係る施設を、正当な理由がなくして補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けないで処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法により補助金の交付を受けたことが明らかになつたとき。

(政令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、補助金の交付及び返還の手続その他国の補助金に関し必要な事項は、政令で定める。

(負担金、補助金等の配分)

第九条 国及び都道府県は、学校施設の建設又は復旧、教材、教具等の整備その他の教育事務に要する経費について市町村に交付する負担金、補助金等の配分を行うに当つては、へき地における教育の特殊性に留意して適切な配分を行わなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○大達國務大臣 今回政府から提出いたしましたへき地教育振興法案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

現下わが国の教育におきまして、全国的に見て、一般の場合と異なつた特殊な事情によつてその発展を阻害され

ておりますのが僻地における教育であります。

ここに僻地と申しますのは、山間地、離島その他これと似た条件を備へた地域であつて、交通至難で自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない地方であります。しかも僻地の持つこれらの諸条件はきわめて顕著にその教育に影響いたしてありまして、これが僻地教育の特殊事情ないし特殊条件となつて現われているのであります。

すなわち僻地におきましては、一般に小規模の学校が多く、教育の施設、設備は不十分であり、しかも教職員を確保することも容易でなく、その上これらの条件に應ずるためには、学習指導方法についてもさらにくふうと改善を加えなければならないものが少くない等の事情があるのであります。

このような僻地における教育の実情は、教育の機会均等の趣旨から考えまして、はなはだ憂うべき状態でありまして、そこで何らかの積極的な対策を講ずる必要を痛感いたしまして、この法律案を提出した次第であります。

次にこの法律案の骨子を御説明申し上げます。ただいま申し上げました通り、僻地における教育は各種の面について特殊な困難な条件を背負つてい

るので、断片的な施策では十分にその充実発展を期待することができないのであります。そこで、その特殊事情に應ずる教育内容の充実、教職員の確保、施設及び設備の整備等あらゆる面における総合的施策を、市町村、都道府県及び国がそれらの段階において実施することが必要であります。

このような考えから、国及び地方公共団体がそれぞれ実施すべき具体的施策を明記したのであります。

まず市町村につきましては、市町村は教育内容の充実、教員住宅の建設、学校教育及び社会教育の用に供するた

めの教育施設の設置、健康管理の適正な実施、通学の便の提供等のため必要な措置を講ずることとしたてております。

次に都道府県は、教育内容の充実のため必要な調査、研究等を行い、必要に応じて教員養成施設を設け、教職員の特殊勤務手当について特別の考慮を払い、その他市町村の任務の遂行に關して必要な指導、助言を行うこととしております。

最後に国の任務といたしましては、僻地における教育について必要な調査、研究を行い、地方公共団体の任務の遂行を援助するとともに、地方公共団体が教員住宅を建築したとき、学校教育及び社会教育の用に供する教育施設を設けたとき、教員養成施設を設置したとき、それらの経費の一部を補助することとしたのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由とその趣旨の概要でございます。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○竹尾委員長代理 次に、盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。

盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案
盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、盲学校及びろう学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がこれらの学校に就学する学齢児童生徒(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条に規定する「学齢児童」及び同法第三十九条第二項に規定する「学齢生徒」をいう。以下同じ。)について行ふ必要な援助を規定し、もつて義務教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(国及び都道府県が行う就学奨励)

第二条 都道府県は、その区域内に住所を有する学齢児童生徒の盲学校又はろう学校への就学による保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する「保護者」をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に應じ、これらの学校への就学のため必要な経費のうち、左に掲げるものについて、その全部又は一部を支弁しなければならない。但し、国立の盲学校又はろう学校に就学する学齢児童生徒に係る経費については、国が支弁する。

一 教科用図書購入費
二 学校給食費
三 通学又は帰宅に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費
四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費

2 前項各号に掲げる経費の範囲、その算定基準その他経費の支弁の基準に關し必要な事項は、政令で定める。

(経費の支給)

第三条 前条の規定により都道府県が支弁する経費は、当該都道府県の教育委員会が、当該学齢児童生徒の就学する学校の校長に対して交付する。

2 前項の規定により経費の交付を受けた校長は、これを、政令の定めるところにより、現物又は金銭をもつて当該学齢児童生徒又はその保護者に対して支給しなければならない。

(国の負担)

第四条 国は、第二条の規定により都道府県が支弁する経費の二分の一を負担する。

(政令への委任)

第五条 前条に規定する負担金の交付の手続その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第十条に次の一号を加える。
二十六 盲学校及びろう学校への就学奨励に要する経費

○大達國務大臣 今回政府から提出いたしました盲学校及びろう学校への就学奨励に関する法律案について、提案の理由並びにその概要を御説明申し上げます。

昭和二十二年に学校教育法が制定実施せられてから、新たに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部における

番号 第一欄 基礎資格	第二欄 施行法第一条又は第二条の規定により交付又は授与を受ける免状の種類	第三欄 第一欄に規定する基礎資格を取得した者のうち、第二欄に掲げる各免状に係る学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することとすることを必要とする最低在職年数	第四欄 第一欄に規定する基礎資格を取得した者のうち、大学において修得することとすることを必要とする最低単位数
二	一 旧教員免許法による中学校高等女学校教員免許状、高等学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有すること。	イ 旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）のうち修業年限四年の学校を卒業した者。	中学校教諭二級普通免許状
二	イ 旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）のうち修業年限四年の学校を卒業した者。	中学校教諭二級普通免許状	一〇
三	イ 旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条に規定する教員養成諸学校（以下「教員養成諸学校」という。）のうち修業年限四年の学校を卒業した者。	中学校教諭二級普通免許状	一〇

三	イ 旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による学士の称号を有すること。 ロ 旧学位令(大正九年勅令第二百号)による学位を有すること。	中学校教諭二級普通免許状	一〇
	イ 修業年限四年の教員養成諸学校を卒業したこと。 ロ 修業年限四年以上の専門学校を卒業したこと。	高等学校教諭二級普通免許状	一〇
四	イ 旧大学令による学士の称号を有すること。 ロ 旧学位令による学位を有すること。	高等学校教諭二級普通免許状	一〇
五	イ 旧大学令による学士の称号を有すること。 ロ 旧学位令による学位を有すること。	高等学校教諭二級普通免許状	一〇

備考 この表の第二号のロ及び第四号のロに掲げる基礎資格を有する者には、これに相当する者として文部省令で定めるものを含むものとする。
附則第九項中「又は仮免許状を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第十項中「第五号第三項」を「第五号第三項本文」に改め、同項を附則第八項とする。
別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

免状の種類	基礎資格	大学における最低修得単位数	
		一般教育科目	専門科目
小学校教諭	一級普通免許状	三六	一六 三三
	二級普通免許状	一八	八 二二
中学校教諭	一級普通免許状	三六	一六 三三
	二級普通免許状	一八	八 二二
高等学校教諭	一級普通免許状	三六	一六 三三
	二級普通免許状	一八	八 二二

盲学校、ろう学校、養護学校の教諭	一級普通免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。	二〇
	二級普通免許状	右に同じ。	一〇
幼稚園教諭	一級普通免許状	学士の称号を有すること。	三六
	二級普通免許状	大学に二年以上在学し、六十単位(内二単位は、体育とすること)以上を修得すること。	一八 一六 二八

別表第一備考第一号の二及び第一号の三中「及び第三」を削り、同表備考第二号を次のように改める。

二 小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二級普通免許状又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の一級及び二級の普通免許状の授与の所要資格に関しては、この表中「大学」には、文部大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

別表第一備考第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号を削り、同表備考第五号中「(前号)によつて当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することを認められた単位数を含めて計算するものとする。」を削り、同号を同表備考第四号とする。

別表第二を削り、別表第三の大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数の欄中「一般教育科目」を「一般教育科目」に改め、同表の二級普通免許状の項中ロはハとし、ハをニとし、イの次にロとして次のように加え、同表の仮免許状の項を削り、同表を別表第二とする。

ロ 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受けていること。

別表第四中備考以外の部分を次のように改める。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる学校教諭の免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したもののうち、第一欄に掲げる学校教諭の免許状の成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することと必要とする最低年数	第二欄に掲げる各免許状を取得したもののうち、大学において修得することを必要とする最低単位数
小学校教諭	一級普通免許状	五	四五
	二級普通免許状	六	四五
臨時免許状	二級普通免許状		

論	中学校教諭		高等学校教諭		幼稚園教諭	
	一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二級普通免許状
	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状	臨時免許状
	五	六	三	五	五	六
	四五	四五	一五	四五	四五	四五

別表第四備考第一号及び第三号中「別表第四の二」を「別表第四」に改め、同表備考第四号中「文部省令で定める。」の下に「(別表第五の場合においても同様とする。)」を加え、同号の次に次の二号を加え、同表を別表第三とする。

五 この表により上級の免許状を受けようとする者について、第三欄に掲げる最低在職年数をこえる在職年数があり、第四欄に掲げる最低単位数が十五単位をこえるときは、そのこえる在職年数一年につき五単位をそのこえる単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数をこえる在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。(別表第五及び第六の場合においても同様とする。)

六 この表により一級普通免許状を受けようとする者について第三欄に掲げる在職年数が十五年をこえるときは、第四欄に掲げる単位は、必要としない。この場合における在職年数については、文部省令で定める教育の職における在職年数(在職年数が五年をこえるときは五年)を通算することができる。(別表第五から第七までの場合においても同様とする。)

別表第四の二の中学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に、同表の中学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「一五」を「二〇」に、「一〇」を「一六」に改め、同表の中学校教諭仮免許状の項を削り、同表の高等学校教諭一級普通免許状の項第三欄中「三八」を「六二」に、「二五」を「五二」に、同表の高等学校教諭二級普通免許状の項第三欄中「三〇」を「四〇」に、「一八」を「三二」に改め、同表の高等学校教諭仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改め、同表を別表第四とする。

備考

一 学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、当該教科について二級普通免許状を受けているときは、一級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数から二級普通免許状の項第三欄に掲げる単位数を差し引くものとする。

別表第五を次のように改める。

別表第五

第一欄	所要資格		第三欄
	基礎	資格	
中学校において職業実習を担任する 二級普通免許状	中学校の職業実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上中学校において職業実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。 イ 大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ 大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することと必要とする最低単位数 一五	
高等学校において農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は船舶実習を担任する教諭 二級普通免許状	高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。 イ 大学において第一欄に掲げる実習について、二年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ 大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	一五	
高等学校において農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は船舶実習を担任する教諭 二級普通免許状	高等学校の第一欄に掲げる実習についての教諭の二級普通免許状を取得したのち、三年以上高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること。 イ 大学において第一欄に掲げる実習について、二年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。 ロ 大学に二年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、三年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	一〇	

備考

一 実務の検定は、第二欄により、学力の検定は、第三欄によるものとする。

二 この表により中学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号))による実業学校を含む。を卒業した者であるときは、中学校において職業実習を担任する教諭の二級普通免許状ハの項第三欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第六の第三欄中「基礎資格を有し」を「基礎資格を取得したのち」に、「在職年数」を「最低在職年数」に、同表の第四欄中「大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関における最低修得単位数」を「第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学又は文部大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数」に、同表の二級普通免許状の項中「養護教諭の仮免許状」を「養護助教諭の臨時免許状」に、「三」を「六」に、「一〇」を「三〇」に改め、同表の仮免許状の項を削り、同表の備考を次のように改める。

一 この表により一級普通免許状を受けようとする者が、第五条第一項別表第二の二級普通免許状の項により授与された二級普通免許状を有するときは、一級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

二 この表により二級普通免許状を受けようとする者が、保健婦助産婦看護婦法第七條の規定により看護婦の免許を受けているときは、二級普通免許状の項第三欄に掲げる最低在職年数は必要としないものとし、同項第四欄中「三〇」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

別表第七を次のように改める。

別表第七

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員(二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員を含む)として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
一級普通免許状 盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状	盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状	三	六
二級普通免許状 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状	三	六	六

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)若しくは教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律(昭和二十九年法律第号)による改正前の施行法(以下「旧施行法」という。)の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の仮免許状の授与若しくは交付を受けている者又は旧法若しくは旧施行法の規定により盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教諭の仮免許状の授与を受けている者は、養護教諭又は盲学校、ろう学校若しくは養護学校の教員にあつては昭和三十一年三月三十一日まで、小学校、中学校又は幼稚園の教員にあつては昭和三十一年三月三十一日まで、高等学校の教員にあつては昭和四十二年三月三十一日まで、改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)第三條の規定にかかわらず、それぞれ、当該仮免許状に相当する学校の教諭(講師を含む。)又は養護教諭の職にあることができる。

3 この法律の施行後、昭和三十三年三月三十一日までに旧法第五條別表第一に規定する小学校、中学校又は幼稚園の教諭の仮免許状に係る所要資格を得た者は昭和三十一年三月三十一日まで、昭和三十三年三月三十一日までに同表に規定する高等学校教諭仮免許状に係る所要資格を得た者は昭和四十二年三月三十一日まで、新法第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、それぞれ、当該所要資格に相当する学校の教諭(講師を含む。)の職にあることができる。

4 前二項の規定に該当する者に対して教育職員検定により二級普通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、新法第六條第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に規定する基礎資格を取得したのち、大学において修得することを必要とする最低単位数
受ける免許状の種類	基礎資格	三	一五
小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状	前二項の規定により第一欄に掲げる学校の教諭の職にあることができること。	五	四五
高等学校教諭二級普通免許状	前二項の規定により高等学校の教諭の職にあることができること。	五	四五

中学校又は高等学校 において職業実習又は 農業実習、工業実 習、商業実習、水産 実習若しくは船舶実 習を担任する教諭の 二級普通免許状	第二項の規定により第 一欄に掲げる学校にお いてそれぞれの実習を 担任する教諭の職にあ ることができること	三	三
養護教諭二級普通免 許状	第二項の規定により養 護教諭の職にあること ができること	三	一〇
盲学校、ろう学校又 は養護学校の教諭の 二級普通免許状		三	六
旧法の規定により盲学 校、ろう学校又は養護 学校の教諭の仮免許状 の授与を受けているこ と		三	一〇
旧法の規定により 盲学校又はろう学校の 教諭の仮免許状の授与 を受けていること		三	一〇

備考

一 この表により、盲学校、ろう学校又は養護学校の教諭の二級普通免許状を除く二級普通免許状を受けようとする者については、第二項の規定に該当する者にあつては新法附則第五項の規定を、前項の規定に該当する者にあつては新法第六條第二項別表第三備考第四号の規定を準用する。

二 新法第六條第二項別表第三備考第一号、第三号及び第五号の規定は、この表の場合について準用する。

三 新法第六條第二項別表第六備考第二号の規定は、この表の養護教諭二級普通免許状の項第三欄について準用する。

四 この表により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者（これに相当するものとして、文部省令で定める者を含む。以下同じ。）、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

五 この表により小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、旧教員免許令による中学校高等女学校教員免許状、高等女学校教員免許状又は実業学校教員免許状を有する者であるときは、この表の小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の項第三欄中「三」とあるのを「五」と、同項第四欄中「一五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

六 第二項の規定に該当する者が、この表により二級普通免許状を受けようとする場合においては、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律による改正後の施行法（以下「新施行法」という。）第七條第二項及び第三項の規定を準用する。

七 第三項に規定する所要資格に関しては、この法律の施行の際、現に存する旧法第五條別表第一備考第二号に掲げる小学校、中学校又は

は幼稚園の教員養成機関は、昭和三十三年三月三十一日までは、新法第五條第一項別表第一に掲げる大学に含まれるものとする。

八 この法律の施行の際、現に大学に在学中、又は既にこれを卒業した者で、昭和三十四年三月三十一日までに旧法第五條別表第一の一級普通免許状又は二級普通免許状の項に規定するそれぞれの免許状に係る所要資格を得たものは、新法第五條第一項別表第一にかかわらず、それぞれの学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状の授与を受けることができる。

九 新法第六條第二項別表第三により、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状を受けようとする者が、新施行法第一條第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二條第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第十九号、第二十号、第二十一号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の教員の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の

十 新法第六條第二項別表第三により、小学校教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭免許状の授与を受けているものであるとき、又は幼稚園教諭二級普通免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二級普通免許状の

第二は、高等学校教諭一級普通免許状について、従来の現職教育によつて授与する方法のほか、大学院、大学の専攻科等の整備に伴い、これらの課程の修了者に直接授与する道を開くことにも、高等学校助教諭の資格を大学二年修了以上としたことであります。

第四条の改正は、教員の仮免許状並びに校長、教育長及び指導主事の免許

を整理し、同項を附則第七項としたのであります。

す。は、法改正に伴う法文の整理であり

現下の教員の需給状況等を勘案して
法施行後一定期間内に仮免許状にか

止に伴い、これらの学校の教諭に

うとするためには所定の単位を修得することが必要となりますが、これらの学校の教員の需給関係及び現職教育の実情等から、相当期間は普通学校の教員の教諭免許状を有する者が、これらの学校の教諭になれるよう措置し、盲学校、聾学校及び養護学校の教員の需給を円滑ならしめるための経過規定であります。

○竹尾委員長代理 次に、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を議題とし、政府当局より提案理由の説明を求めます。

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案

教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第一条 教育職員免許法施行法(昭和二十四年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「仮免許状」を「臨時免許状」に、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第二条第一項の表の下欄中「仮免許状」を「臨時免許状」に、同表第十五号中「卒業した者」を「昭和三十三年三月三十一日までに卒業した者」に改め、同表の第二十五号から第三十三号までを削り、同表の第三十四号を第二十五号とし、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改める。

第四条及び第五条を次のように改める。

第四条及び第五条 削除

第六条中「又は文部省令で定める講習の修了証明書」を削る。

第七条第一項を次のように改める。

第一条若しくは第二条の規定により高等学校教諭二級普通免許状の交付若しくは授与を受けた者(免許法附則第六項の表の第四号及び第五号の第一欄に掲げる基礎資格を有する者を除く。)又は第二条第一項第二十二号若しくは第二十三号の規定により盲学校若しくはろう学校の教員の二級普通免許状若しくは臨時免許状の授与を受けた者に対して、教育職員検定により高等学校教諭一級普通免許状又は盲学校若しくはろう学校の教員の二級普通免許状若しくは二級普通通免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、免許法第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする第一欄に掲げる学校の教員の免許状の種類	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、第一欄に掲げる学校の教員として良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有することを必要とする最低在職年数	第二欄に掲げる各免許状を取得したのち、大学に於いて修得することを必要とする最低単位数
高等学校教諭一級普通免許状	二級普通通免許状	五	二〇
盲学校又はろう学校の教諭一級普通免許状	二級普通通免許状	三	一〇
二級普通通免許状	臨時免許状	三	一〇

備考

一 この表により高等学校教諭一級普通通免許状を受けようとする者については、免許法附則第五項の規定を準用する。

二 免許法第六條第二項別表第三備考第一号、第二号、第五号及び第六号の規定は、この表の場合について準用する。

第七条第二項中「前項に規定する者」を「第一条又は第二条の規定により免許状の交付又は授与を受けた者が、免許法第六條第二項別表第三、第五、第六若しくは第七又は前項の規定により上級免許状の授与を受けようとするときは、その者」に改める。

第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条 削除
(教育委員会法の一部改正)
第二条 教育委員会法(昭和二十三年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項中「教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四

十七号)の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、」を削る。

第五十条第一号中「教育職員免許法」を「教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)」に、「校長及び教員並びに教育長及び指導主事」を「教員」に改める。

第七十八条第二項中「第四十一条及び」を削る。

(教育公務員特例法の一部改正)
第三条 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項を次のように改める。

2 前項の採用志願者名簿は、校長については、法律に定める必要な資格を有する者で採用を願ひ出たものについて、教員については、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)による教員の免許状を有する者で採用を願ひ出たものについて、国立学校にあつては人事院、公立学校にあつては都道府県の教育委員会が作成する。

3 校長の資格は、教育職員免許法による教諭の一級普通通免許状(以下「教諭一級普通通免許状」という。)を有し、且つ、五年以上、教員の職又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に關する職その他の文部省令で定める教育に關する職にあつたこととする。

第十六条第二項中「それぞれの免許状を有する者」を「それぞれ法律に定める必要な資格を有する者」に、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 教育長の資格は、左の各号の一に該当するものとする。

一 学士の称号を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位

を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこと。

二 二年以上、校長、指導主事、社会教育主事（教諭一級普通免許状を有する者に限る。）その他の文部省令で定める職員の職にあつたこと。

三 教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、十年以上教員の職にあつたこと。

四 文部省令で定めるところにより、所定の単位を修得し、且つ、十年以上教育に關する職にあつたこと。

4 指導主事の資格は、教諭一級普通免許状を有し、且つ、文部省令で定めるところにより、大学において所定の単位を修得し、五年以上教育に關する職にあつたこととする。

（社会教育法の一部改正）
第四条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第九条の四第二号中「教育職員の職」を「文部大臣の指定する教育に關する職」に改める。
（私立学校法の一部改正）
第五条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七条中「校長（園長を含む。）及び」を削る。
（青年学級振興法の一部改正）
第六条 青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「又は仮免許状」を削り、同条第三号中「社会教育主事、」を「校長、教育長、指導主事、社会教育主事、」に改める。

附則

1 この法律は、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）の施行の日から施行する。

2 校長の選考について、改正後の教育公務員特例法第十三条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、教育職員免許法による教諭の二級普通免許状を有し、且つ、五年以上、教員の職又は官公庁若しくは私立学校における教育事務に關する職その他の文部省令で定める教育に關する職にあつた者のうちから選考することができ

る。

3 教育長の選考について、改正後の教育公務員特例法第十六条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第三項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者のうちから選考することができる。

一 教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上教員の職にあつたこと。

二 五年以上文部省令で定める教育に關する職にあつたこと。

4 指導主事の選考について、改正後の教育公務員特例法第十六条第二項に規定する採用志願者名簿に記載された者がない場合又は記載された者のうちから選考することができない場合に限り、当分の間、同条第一項及び第四項の規定にかかわらず、教諭一級普通免許状を有し、且つ、五年以上文部省令で定める教育に關する職にあつた者のうちから選考することができ

る。

5 教育職員免許法の一部を改正する法律による改正前の教育職員免許法又は改正前の教育職員免許法施行法の規定により、校長、教育長又は指導主事の免許状の授与を受けた者は、改正後の教育公務員特例法第十三条第三項並びに第十六条第三項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ校長、教育長又は指導主事となる資格を有するものとみなす。

6 改正前の教育職員免許法施行法第八条の規定は、国立学校及び公立学校の校長については、なおその効力を有する。

○大藏國務大臣 ただいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案につきまして、その提案理由を申し述べます。

さきに御説明をいたしました教育職員免許法の改正に伴い、教育職員免許法施行法等の一部を改正する必要があるが、この法律案の主要点は次の通りであります。

第一は、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴い、これらの職員の任用資格に關する規定を教育公務員特例法に設けたことであります。

第二は、教育職員免許法の一部改正に伴い、関係法律の法文の整理を行つたことであります。

以上申し述べましたのが、教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に關する法律案の提案理由及びその主要点であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○竹尾委員長代理 右法案につきまして、政府委員より補足説明を求めます。

○福田政府委員 御説明申し上げました。第一条は教育職員免許法施行法の一部改正であります。同法第一条及び第二條を改正いたしましたのは、教員の仮免許状の廃止等に伴う法文の整理であります。

同法第四条及び第五条の削除並びに第六條を改正いたしましたのは、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理であります。

同法第七條を改正いたしましたのは、免許法別表第三、備考第五号及び第六号の新設に伴い、この規定と重複することとなつた部分を削除し、その他免許法の改正に伴う法文の整理をしたものであります。

同法第八條及び第九條を削除いたしましたのは、これらの規定は免許法施行法当時の経過規定であり、不用となりましたので、削除いたしました。

第二條は教育委員会法の一部改正でありまして、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴う法文の整理をしたものであります。

第三條は、教育公務員特例法の一部改正でありまして、校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止に伴い、これらの職員の任用資格を、この法律を改正して規定いたしましたものであります。

第四條は社会教育法の一部改正、第五條は私立学校法の一部改正、第六條は青年学級振興法の一部改正でありまして、いずれも校長、教育長及び指導主事の免許状の廃止等に伴う法文の整理をしたものであります。

整理法附則は、校長、教育長及び指導主事の任用資格について、これらの職員の需給状況等も勘案し、経過的な暫定資格を定めるとともに、現行免許法により、これらの職員の免許状を有する者は、今後も校長、教育長または指導主事になれるよう措置するための規定であります。

○竹尾委員長代理 次に、文化財保護法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。

文化財保護法の一部を改正する法律案

文化財保護法の一部を改正する法律

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）の一部を次のように改正する。

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）の一部を次のように改正する。

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）の一部を次のように改正する。

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）の一部を次のように改正する。

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十四条の二」に、「第四十八条」を「第四十七条の二」に、

「第二節 重要文化財以外の有形文化財（第五十七条）第六十の二」に、

「第二章 重要文化財以外の有形文化財（第五十六条の二）を第三章の三 民俗資料（第五十六条の三）第五十六条の九」に、

「第四章 埋蔵文化財（第五十七條）第六十八條」に、

「第六章 補則（第八十五條―第一百五條）を」

「第八十五條―第八十五條の九」に改める。

「第十六條―第九十七條」を「育委員会（第九十八條―第一百五條）」

「第二條第一項第一号中「筆跡、」及び、民俗資料」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗資料」という。）

四 貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとつて歴史上又は學術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとつて芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡來地を含む）、植物（自生地を含む）、及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）でわが国にとつて學術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

第二條第二項中「第二十七條第一項、第二項、第二十八條第一項、第

三項、第二十九條第一項、第四項、第三十七條第二項」を「第二十七條から第二十九條まで、第三十七條に、

「第八十八條第一項、第二項」を「第八十八條に改め、同條第三項中「第九號」を「第十五號及び第十六號」に改め、「第一項、第二項」を削り、

「第七十條第一項」を「第七十條に、

「第七十七條第二項」を「第七十七條に、

「第八十八條第三項及び」を「第八十八條並びに」に改める。

第七條第一項第十一号を次のように改める。

十一 所掌事務に係る公益法人について許可若しくは認可を与え、又はその許可を取り消すこと。

第十五條の見出しを「文化財保護委員会規則」に改め、同條第一項を次のように改める。

委員会は、法律（これに基く政令を含む。）で特に定める場合の外、その権限に属する事項を執行するため必要な手続について、文化財保護委員会規則（以下「委員会規則」という。）を定めることができる。

第二十條中「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に改める。

第二十一條第二項第一号から第十四号までを次のように改める。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

二 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令

三 委員会による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行

四 重要文化財の現状変更又は輸出の許可

五 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

六 重要文化財の買取

七 重要無形文化財の指定及びその指定の解除

八 重要無形文化財の保持者の認定及びその認定の解除

九 重要無形文化財以外の無形文化財のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十 重要民俗資料の指定及びその指定の解除

十一 重要民俗資料の管理に関する命令

十二 重要民俗資料の買取

十三 無形の民俗資料のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択

十四 委員会による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行

十五 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

十六 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

十七 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令

十八 委員会による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、喪失若しくは盗難の防止の措置の施行

十九 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可

二十 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

二十一 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可を受けず若しくはその許可の条件に従わない場合はその許可の条件に違反した場合の原状回復の命令

二十二 重要文化財の現状変更若しくは史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又はその許可の取消の権限の都道府県教育委員会への委任

第二十一條第四項を同條第五項とし、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

三 委員会は、前項各号に掲げる事項の外、文化財の保存又は活用に関する専門的又は技術的事項で重要と認めるものについては、文化財専門審議会に諮問するものとする。

第二十三條の見出しを「国立文化財研究所」に改め、同條第一項中「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に、

「有形文化財及び無形文化財」を「文化財」に改め、同條第二項の表以外の部分中「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に、同項の表中「東京文化財研究所」を「東京国立文化財研究所」に、「奈良文化財研究所」を「奈良国立文化財研究所」に改め、同條第三項及び第四項中「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に改める。

第二十五條中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」を「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）」及びその特例に關して規定する法律」に改める。

第二十八條の見出し中「告示」を「告示、通知」に改め、同條第一項を次のように改める。

前條の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

第二十八條第三項中「第一項」を「第三項」に、「指定書を受け」を「指定書の交付を受け」に、「二十日」を「三十日」に改め、同條第二項及び第三項を、それぞれ同條第四項及び第五項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

二 前條の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。

但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

三 前條の規定による指定をしたときは、委員会は、当該国宝又は

は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

第二十九條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による指定の解除

は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知する。

第二十九條第三項中「前項」を

「第二項」に、「二十日」を「三十日」に改め、同項及び同條第四項を、それぞれ同條第四項及び第五項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による指定の解除

には、前條第二項の規定を準用する。

第三十一條第二項中「以下」を「以下この節及び第六章において」に改め、同條第四項中「前二項の規定による」を削り、「第一項」を「前條及び第一項」に改める。

第三十二條第二項中「前條の規定による」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合には、前條第三項の規定は、適用しない。

第三十二條第三項中「前條の規定による」を削り、同條の次に次の三條を加える。

(管理団体による管理)

第三十二條の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管

理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするに

は、委員会は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、そ

の旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、

第二十八條第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第六章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十條及び第三十一條第一項の規定を準用する。

第三十二條の三 前條第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前

條第三項及び第二十八條第二項の規定を準用する。

第三十二條の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とする

ことを妨げるものではない。

第三十三條の見出しを「滅失、損

等」に改め、同條中「重要文化財が滅失し、又は損したときは、所有者(第三十一條の規定により管理責任者を定めてある場合は、その者)」を「重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)」に改める。

第三十四條中「第三十一條の規定

により管理責任者を定めてある」を「管理責任者又は管理団体がある」に改める。

第三章第一節第三款中第三十五條の前に次の二條を加える。

(修理)

第三十四條の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第三十四條の三 管理団体が修理を

行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び

権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合に

は、第三十二條の二第五項及び第三十三條の四の規定を準用する。

第三十五條第一項中「所有者」を

「所有者又は管理団体」に改める。

第三十六條第一項中「又は損す

る」を「損し、又は盗み取られる」に、「又は第三十一條の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改める。

第三十七條第一項及び第二項中「第三十一條の規定による管理責任者」を「管理団体」に改める。

第三十八條の見出し中「政府によ

る」を「委員会による国宝の」に改め、同條第一項中「滅失若しくは損し、又は盗み取られる」を「滅失、損し、又は盗み取られる」に、「又は第三十一條の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に、「若しくは損する」を「損し、若しくは盗み取られる」に改め、同條第二項中「又は第三十一條の規定による管理責任者」を「管理責任者」に改める。

第三十九條に次の一項を加える。

3 前條第一項の規定による修理又

は措置の施行には、第三十二條の二第五項の規定を準用する。

第四十條第二項中「所有者」を「所

有者(管理団体がある場合は、その者)」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、同條第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

第四十二條第一項中「若しくは

損し、又は損若しくは盗難」に改め、同條第五項の各号列記以外の部分中「相続税額」を「相続税額又は贈与税額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該重要文化財の取得につき

その者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

第四十二條第五項第二号中「の課

税価格」を「又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格」に、「場合の相続税額」を「場合の当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額」に改め、同條第七項中「第九條第一項」を「第九條」に、「同号」を「同法第九條第八号」に改める。

第四十三條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第三項中「を停止し」を「の停止を命じ」に改め、同條第二項及び第三項を、それぞれ同條第三項及び第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項但書に規定する維持の措置

の範囲は、委員会規則で定める。

第四十三條の次に次の一條を加える。

(修理の届出等)

第四十三條の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手し

とする日の三十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る重要文化財の修理に關し技術的な指導と助言を与えることができる。

第四十七条第一項及び第二項中「所有者を」所有者(管理団体がある場合は、その者)に、「管理を」管理(管理団体がある場合を除く)に改め、同条第三項中「第三十九条」を「第三十九条第一項及び第二項」に改め、同条第四項中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改める。

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

第四十八条の見出しを「委員会による公開」に改め、同条第一項、第

二項及び第五項中「所有者を」所有者(管理団体がある場合は、その者)に、「国の」を「委員会の」に改め、同条第四項中「所有者を」所有者又は管理団体」に改める。

第五十条第二項中「所有者を」所有者又は管理団体」に改める。

第五十一条の見出し中「所有者を」所有者等」に改め、同条第一項及び第二項中「所有者を」所有者又は管理団体」に改め、同条第四項中「所有者を」所有者又は管理団体」に改め、同条第五項中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改め、同条第六項中「第一項から第四項まで」を「第二項及び第三項」に改め、同条第七項中「第一項から第三項まで」を「前項」に改め、同条第九項中「その所有に」を「所有者又は管理団体から、その所有又は管理に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十二条第一項中「前条を」第五十一条に、「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改める。

第五十三条の見出し中「所有者を」所有者等」に改め、同条第一項中「所有者を」所有者及び管理団体」に改め、同条第二項中「公衆の観覧に

供する場合における」を「許可に係る公開及び当該公開に係る」に改め、同条第三項中「を停止し」を「の停止を命じ」に改める。

第五十四条中「又は第三十一条の規定による管理責任者」を「管理責任者又は管理団体」に改める。

第五十五条第一項第三号中「又は損する」を「き損し、又は盗み取られる」に改める。

第五十六条の見出し中「所有者変更」を「所有者変更等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第三章第二節中「第一款 埋蔵文化財を削り、同節の節名の次に次の一条及び二章を加える。

(技術的指導)

第五十六条の二 重要文化財以外の有形文化財の所有者は、委員会規則の定めるところにより、委員会に有形文化財の管理又は修理に關し技術的指導を求めることができる。

第三章の二 無形文化財(重要無形文化財の指定等)

第五十六条の三 委員会は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当つては、当該重要無形文化財の保持者を認定しなければならない。

3 第一項の規定による指定は、そ

の旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者として認定しようとする者に通知してする。

4 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者として認定するに足りる者があつたと認めるときは、その者を保持者として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第五十六条の四 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、保持者の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者に通知してする。

4 保持者が死亡したときは、保持者の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第五十六条の五 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡した

とき、その他委員会規則の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日(保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日)から十日以内に委員会に届け出なければならない。

(重要無形文化財の保存)

第五十六条の六 委員会は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を行い、又は保持者若しくは地方公共団体その他その保存に當ることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

(重要無形文化財の公開)

第五十六条の七 委員会は、重要無形文化財の保持者に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は重要無形文化財の記録の所有者から、重要無形文化財又は重要無形文化財の記録を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があつた場合には、第五十一条第七項の規定を準用する。

3 前項の規定により公開したこと起因して当該重要無形文化財の記録が滅失し、又はき損した場合

には、第五十二条の規定を準用する。

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第五十六条の八 委員会は、重要無形文化財の保持者又は地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることが出来る。

(重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)

第五十六条の九 委員会は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、若しくは公開し、又は適当な者に対し、当該無形文化財の公開若しくはその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することが出来る。

2 前項の規定により補助金を交付する場合、第三十五条第二項及び第三項の規定を準用する。

第三章の三 民俗資料

(重要民俗資料の指定)

第五十六条の十 委員会は、有形の民俗資料のうち特に重要なものを重要民俗資料に指定することが出来る。

2 前項の規定による指定には、第二十八条第一項から第四項までの規定を準用する。

(重要民俗資料の指定の解除)

第五十六条の十一 重要民俗資料が重要民俗資料としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、重要民俗資料の指定を解除することが出来る。

2 前項の規定による指定の解除には、第二十九条第二項から第四項までの規定を準用する。

(重要民俗資料の管理)

第五十六条の十二 重要民俗資料の管理には、第三十条から第三十四条までの規定を準用する。

(重要民俗資料の保護)

第五十六条の十三 重要民俗資料の現状を変更し、又はこれを輸出しようとする者は、現状を変更し、又は輸出しようとする日の二十日前までに、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならぬ。但し、委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 重要民俗資料の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る重要民俗資料の現状変更又は輸出に関し必要な事項を指示することが出来る。

第五十六条の十四 重要民俗資料の保護には、第三十四条の二から第三十六条まで、第三十七条第二項から第四項まで、第四十二条、第四十六条及び第四十七条の規定を準用する。

(重要民俗資料の公開)

第五十六条の十五 重要民俗資料の所有者及び管理団体(第五十六条の十二で準用する第三十二条の二第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第六章において同じ。)以外の者がその主権する展覧会その他の催しにおいて重要民俗資料を公衆の観覧に供しようとするときは、委員会規則の定め

る事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の三十日前までに、委員会に届け出なければならない。

2 前項の届出に係る公開には、第五十一条第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十六条の十六 重要民俗資料の公開には、第四十七条の二から第五十二条までの規定を準用する。

(重要民俗資料の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第五十六条の十七 重要民俗資料の保存のための調査には、第五十四条の規定を、重要民俗資料の所有者が変更し、又は重要民俗資料の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第五十六条の規定を準用する。

(無形の民俗資料の記録の作成等)

第五十六条の十八 無形の民俗資料には、第五十六条の九の規定を準用する。

第五十七条の前に次の章名を加える。

第四章 埋蔵文化財

第五十七条第一項を次のように改める。

土地を発掘して埋蔵物である文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について調査しようとする者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに委員会に届け出なければならない。但し、委員会規則の定める場合は、この限りでない。

第五十七条第二項中「埋蔵文化財の発掘」を「発掘」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十七条の二 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、且つ、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、委員会は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し必要な事項を指示することが出来る。

第五十八条の見出しを(委員会による発掘の施行)に改め、同条第一項を次のように改める。

委員会は、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、自ら埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することが出来る。

第五十九条第一項中「発見したときは、委員会は、当該文化財をその所有者に返還する場合を除いて」を「発見した場合において、委員会は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは」に改める。

第六十四条第一項中「第六十一条第二項に規定する」を「前条第一項の規定により国庫に帰属した」に改め、同条第三項中「発見された」を「前条第一項の規定により国庫に帰属した」に、「埋蔵文化財」を「文化財」に改める。

第六十六条の前の款名を削り、同条から第六十八条までを次のように改める。

第六十六条から第六十八条まで 削除

第六十九条第一項を次のように改める。

委員会は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することが出来る。

第六十九条第二項中「前項の」を「前項の規定により指定された」に、「特別史跡名勝天然記念物」を「特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

第六十九条に次の二項を加える。

4 前項の規定により通知すべき相手方が若しくは多数で個別に通知し難い事情がある場合には、委員会は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することが出来る。この場合において、その掲示を開始した日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を

生ずる。但し、当該特別史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基く占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

第七十條第三項を次のように改める。
3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。
第七十條の次に次の一條を加える。
(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第七十條の二 委員会又は都道府県の教育委員会は、第六十九條第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当つては、特に、関係者の所有権、財産権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

第七十一條第二項中「前条」を「第七十條第一項」に、「指定があつたとき」を「指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内」に同条同項の規定による指定がなかつたとき」に改め、同条第三項中「前条」を「第七十條第一項」に改め、同条第四項中「第六十九條第三項」を「第六十九條第三項から第五項まで」に改める。
第七十一條の次に次の二條を加える。

(管理団体による管理及び復旧)
第七十一條の二 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第七十四條第二項の規定により選任された管理の責に任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、委員会は、あらかじめ、指定しようとなる地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第六十九條第四項及び第五項の規定を準用する。
第七十一條の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前

条第三項並びに第六十九條第四項及び第五項の規定を準用する。
第七十二條の見出しを削り、同条第一項を次のように改める。

第七十一條の二 第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第六章において「管理団体」という)は、委員会規則の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置しなければならない。
第七十二條第二項中「指定(仮指定を含む。以下同じ。以下同様)」を削り、「前項に規定する管理及び管理」を「管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を届け出なければならない。
3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く)及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

第七十二條の次に次の一條を加える。

第七十二條の二 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とするものを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。
第七十三條第一項中「前条の規定により地方公共団体その他の団体が行う史跡名勝天然記念物の管理」を「管理団体が行う管理又は復旧」に、「地方公共団体その他の団体は」を「管理団体は」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第七十三條の二 管理団体が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項及び第三十三條の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六條第三項の規定を準用する。

第七十四條に見出しとして「(所有者による管理及び復旧)」を附し、同条第一項中「第七十二條に規定する」を「管理団体がある」に改め、「指定されたものを削り、「管理」を「管理及び復旧」に改め、同条第二項中「以下」を「以下この章及び第六章において」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合には、第三十一條第三項の規定を準用する。
第七十四條第三項を削る。
第七十五條を次のように改める。

第七十五條 所有者が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條、第三十三條並びに第七十二條第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五條及び第四十七條の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六條第一項の規定を、管理者責任者が行う管理には、第三十條、第三十一條第一項、第三十二條第三項、第三十三條、第四十七條第四項及び第七十二條第二項の規定を準用する。

第七十六條第一項中「又は喪失する」を「喪失し、又は盗み取られる」に、「管理者」を「管理団体、所有者又は管理責任者」に改める。
第七十七條第一項及び第二項中「管理者」を「管理団体又は所有者」に改める。

第七十八條の見出し中「政府による」を「委員会による特別史跡名勝天然記念物の」に改め、同条第一項中「盗み、若しくは喪失」を「盗み、喪失若しくは盗難」に、「管理者」を「管理団体、所有者又は管理責任者」に、「若しくは喪失する」を「喪失し、若しくは盗み取られる」に改める。

第七十九條中「若しくは喪失」を、「喪失若しくは盗難」に、「第七十四條第三項」を「第七十三條の二及び第

七十五條」に、「第七十八條」を「前條」に改める。

第八十條の見出し中「制限を制限及び原状回復の命令」に改め、同條第一項中「その維持の措置をする場合」を「現状変更については維持の措置をする場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」に改め、同條第二項中「前項の」を「第一項の規定による」に、「第二項」を「第三項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

第八十條に次の二項を加える。

4 委員会又はその権限の委任を受けた都道府県教育委員会の第一項の規定による処分には、第七十條の二の規定を準用する。

5 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三條第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、委員会は、原状回復を命ずることができる。この場合には、委員会は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

第八十條の次に次の一條を加える。

(復旧の届出等)

第八十條の二 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、委員会規則の定めるところにより

り、委員会にその旨を届け出なければならない。但し、前條第一項の規定により許可を受けたければならない場合その他委員会規則の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

第八十一條第三項中「前項の場合には」を「第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第八十條第五項の規定を、前項の場合には」に改める。

第八十二條中「管理者」を「管理団体、所有者又は管理責任者」に改める。

第八十三條第一項第三号中「又は喪失するを」を「喪失し、又は盗み取られる」に改める。

第八十四條の見出し中「古墳、旧跡その他の」を削り、同條中「古墳、旧跡その他の」を「貝塚、住居跡、古墳その他」に改め、同條に次の但書を加える。

但し、第五十七條第一項の規定による届出をした場合は、この限りでない。

第八十四條に次の一項を加える。

2 前項の規定による届出があつた場合には、委員会は、当該遺跡の保護上必要な事項を指示することができる。

第六章中第八十五條の前に次の節名を加える。

第一節 聴聞及び異議の申立

項(第八十條第二項)を「第四項(第八十條第三項)」に改め、同條第三号中「第四十五條又は第八十一條」を「第四十五條第一項又は第八十一條第一項」に改め、同項第四号中「並びに第六十八條第二項及び第三項」を「(第六十八條第二項及び第三項を含む。第五十六條の七第二項で準用する場合を含む。第五十一條の二、第五十六條の十五第二項及び第五十六條の十六)」に改め、同項に次の一号を加える。

八 第八十條第五項(第八十一條第三項で準用する場合を含む)の規定による原状回復の命令

第八十五條第二項中「且つ、」を「且つ、その処分又は措置の内容及び」に改める。

第八十五條の次に次の八條を加える。

(異議の申立)

第八十五條の二 委員会又はその権限の委任を受けた都道府県教育委員会がした左に掲げる処分に不服のある者は、委員会に対し、異議の申立をすることができる。

一 第四十三條第一項又は第八十條第一項の規定による現状変更等の許可又は不許可

二 第四十五條第一項又は第八十條第一項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

三 第七十一條の二第二項の規定による管理団体の指定

2 前項の規定による異議の申立は、処分の相手方及び処分の通知を受けるべき者にあつては処分のあつた日又は処分の通知を受けた日から、その他の者にあつては処

分のあつたことを知つた日から三十日以内に、委員会規則の定める事項を記載した申立書を委員会に提出して、行わなければならない。

3 正当な事由により前項の期間内に異議の申立をすることができなかつたことを疎明した者は、同項の期間の経過後でも、異議の申立をすることができる。

(却下)

第八十五條の三 委員会は、異議の申立が不適法であると認めるときは、申立を却下しなければならない。

(異議の申立のあつた場合の聴聞)

第八十五條の四 異議の申立があつたときは、第八十五條の二第一項第二号の事案に係る場合及び申立を却下する場合を除き、委員会は、申立を受理した日から三十日以内に、公開による聴聞を開始しなければならない。

2 委員会は、前項の聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日及び場所をその期日の十日前までに異議の申立をした者に通告し、且つ、事案の要旨並びに聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

(参加)

第八十五條の五 異議の申立をした者の外、当該処分について利害關係を有する者で聴聞に参加して意見を述べようとするものは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、委員会にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

分のあつたことを知つた日から三十日以内に、委員会規則の定める事項を記載した申立書を委員会に提出して、行わなければならない。

(証拠の提示等)

第八十五條の六 第八十五條の四の規定による聴聞においては、異議の申立をした者、処分の相手方、処分の通知を受けるべき者及び前條の規定により聴聞に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、且つ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(決定)

第八十五條の七 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならない。

2 委員会は、決定書の正本を、異議の申立をした者及び聴聞に参加した者に交付しなければならない。但し、申立を却下する決定については、異議の申立をした者に交付すれば足りる。

(決定前の協議等)

第八十五條の八 鉱業又は採石業との調整に関する事業に係る異議の申立については、委員会は、申立を却下する場合を除き、あらかじめ、土地調整委員会に協議した上、決定をしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、異議の申立に係る事案について意見を述べるることができる。

(手続)

第八十五條の九 前七條に定めるものの外、異議の申立に関する手続は、委員会規則で定める。

第八十六條の前に次の節名を加える。

第二節 国に関する特例

第八十六條を次のように改める。

規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第七十二条の二第一項及び第七十三条の規定を準用する。

第九十六條中「埋蔵文化財の」を削る。

第九十七條中「埋蔵文化財」を「文化財」に改め、同条の次に次の節名を加える。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

第九十八條を次のように改める。

(地方公共団体の事務)

第九十八條 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要民俗資料、重要無形文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のために必要な措置を講ずることができる。

3 前項の条例に関する議案の作成及び提出については、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)第六十一条に規定する事件の例による。

4 第二項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、委員会規則の定めるところにより、委員会にその旨を報告しなければならない。

第九十九條第一項第一号を次のように改める。

一 第三十五條第三項(第三十六

条第三項(第五十六條の十四、第七十六條第二項(第九十五條第五項で準用する場合を含む。))及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。、第三十七條第四項(第五十六條の十四及び第七十七條第三項で準用する場合を含む。)、第五十六條の六第二項、第五十六條の九第二項(第五十六條の十八で準用する場合を含む。)、第五十六條の十四、第七十三條の二、第七十五條、第九十五條第五項及び第九十五條の三第三項で準用する場合を含む。の規定による指揮監督

第九十九條第一項第三号中「並びに第六十八條第二項及び第三項」を「(第五十六條の七第二項で準用する場合を含む。)、第五十一條の二(第五十六條の十六で準用する場合を含む。)、第五十六條の十五第二項及び第五十六條の十六」に改め、同項第五号中「第五十四條」を「第五十四條(第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。))」に、「第八十二條」を「第八十二條(第九十五條第五項で準用する場合を含む。))」に改める。

第一百條の見出し中「重要文化財を」

「重要文化財等」に改め、同条第一項中「第四十八條」を「第四十八條(第五十六條の十六で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財を」重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第二項中「重要文化財を」重要文化財又は重要民俗資料」に改める。

第一百一條第一項中「若しくは、損」を「、き損若しくは盗難」に改め、「埋蔵文化財の」を削り、「若しくはは」を「、若しくはは盗難」に改める。

第二百二條の見出しを「重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導」に改め、同条第一項中「所有者又は第三十一條の規定による管理責任者」を「所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者」に、「重要文化財の管理若しくは修理」を「重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧」に改め、同条第二項中「管理又は修理を」管理、修理又は復旧」に、「第三十九條」を「第三十九條第一項及び第二項」に改める。

第二百四條の三第四項を次のように改める。

4 前項の条例に関する議案の作成及び提出には、第九十八條第三項の規定を準用する。

第二百五條を次のように改める。

第二百五條 削除

第二百七條第一項中「二万五千円」を「三千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二百七條の二 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は喪失するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三万円以下の罰金若しくは料に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は一万円以下の罰金若しくは料に処する。

第二百七條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に關して前三條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本條の罰金刑を科する。

第二百八條中「第四十七條第三項」を「第四十七條第三項(第五十六條の十四で準用する場合を含む。))」に、「第四十九條」を「第四十九條(第五十六條の十六で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に、「又は喪失する」を「喪失し、又は盗み取られる」に、「二万五千円」を「三万円」に改める。

第二百九條中「二万五千円」を「三万円」に改め、同条第一号中「第三十六條第一項」を「第三十六條第一項(第五十六條の十四及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財若しくは重要民俗資料」に、「修理」を「国宝の修理」に改め、同条第二号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、同条第三号中「第七十六條第一項」を「第七十六條第一項(第九十五條第五項で準用する場合を含む。))」に、「復旧」を「特別史跡名勝天然記念物の復旧」に改め、同条第四号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改める。

第二百十條第一号中「第三十八條第一項の規定による」を「第三十九條第三項(第一百一條第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、」に、「若しくはは損」を「、き損若しくは盗

難」に改め、同条第三号中「第四十六條」を「第四十六條(第五十六條の十四で準用する場合を含む。))」に、「同条第三項」を「同条第三項(第五十六條の十四で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に、「同条第一項」を「同条第一項(第五十六條の十四で準用する場合を含む。))」に、「同項但書(第五十六條の十四で準用する場合を含む。))」に改め、同条第四号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、同条第五号中「第七十八條の規定による」を「第七十八條第二項又は第一百一條第二項で準用する第三十九條第三項で準用する第三十二條の二第五項の規定に違反して、」に、「若しくはは喪失」を「、喪失若しくはは盗難」に改める。

第二百十一條第一号中「第二十八條第三項、第二十九條第三項又は第五十六條第二項」を「第二十八條第五項、第二十九條第四項(第五十六條の十一第二項で準用する場合を含む。))又は第五十六條第二項(第五十六條の十七で準用する場合を含む。))」に、「重要文化財」を「重要文化財又は重要民俗資料」に改め、同条第二号中「第七十四條第三項」を「第五十六條の十二及び第七十四條第二項」に、「第三十二條(第七十五條)」を「第三十二條(第五十六條の十二及び第七十五條)」に、「第三十三條(第七十五條)」を「第三十三條(第五十六條の十二、第七十五條及び第九十五條第五項)」に、「第三十四條」を「第三十四條(第五十六條の十二及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。))」に改める。

む。第四十三條の二第一項、第五十六條の五、第五十六條の十三第一項、第五十六條の十五第一項に、「又は第八十四條」を、「第七十二條第二項（第九十五條第五項で準用する場合を含む。）、第八十條の二第一項又は第八十四條第一項」に改め、同条第三号中「第四十八條第二項から第四項まで、第五十一條第二項及び第三項若しくは第六十八條第一項及び第三項」を「第四十八條第四項（第五十一條第三項（第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）に、「同条第七項並びに第六十八條第二項及び第三項」を同条第七項（第五十六條の七第二項及び第五十六條の十六で準用する場合を含む。）、第五十一條の二（第五十六條の十六で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十五第二項に、「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、同条第四号中「第五十四條」を「第五十四條（第五十六條の十七及び第九十五條第五項で準用する場合を含む。）」に、「第八十二條」を「第八十二條（第九十五條第五項で準用する場合を含む。）」に改め、同条第五号中「都道府県」を「その権限の委任を受けた都道府県」に改め、「埋蔵文化財」を削り、同条第六号中「埋蔵文化財」を削り、同条第三号から第六号までを順次一号ずつ繰り下げ、第七号までとし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第三十二條の二第五項（第三十四條の三第二項（第五十六條の十四で準用する場合を含む。）及び第五十六條の十二で準用す

る場合を含む。）又は第七十二條第四項の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

第百十二條中次のように改める。

第百十二條 削除

第百十五條第七項を削り、同条第八項及び第九項を、それぞれ同条第七項及び第八項とする。

第百二十四條第二項中「東京文化財研究所」を「東京国立文化財研究所」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした史跡名勝天然記念物の仮指定は、この法律による改正後の文化財保護法（以下「新法」という。）第七十一條第二項の規定にかかわらず、新法第六十九條第一項の規定による指定があつた場合の外、この法律の施行の日から三年以内に同条同項の規定による指定がなかつたときは、その効力を失う。

3 この法律の施行前六月以内にこの法律による改正前の文化財保護法第四十三條第一項若しくは第八十條第一項の規定によつてした現状変更等の許可若しくは不許可の処分又は同法第四十五條第一項若しくは第八十一條第一項の規定によつてした制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われたものに不服のある者は、この法律の施行の日から三十日以内に委員会に

対して異議の申立をすることができ、この場合には、第八十五條の二第二項及び第三項並びに第八十五條の三から第八十五條の九までの規定を準用する。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和二十八年政令第二百八十九號）は、廃止する。

6 旧史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令第一條第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体及び同令附則第二項の規定により同令第一條第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の団体とみなされたもので法人であるものは、新法第七十一條の二第一項又は第九十五條第一項の規定により指定を受けた地方公共団体その他の法人とみなす。

7 前項に規定する団体で法人でないものには、新法第七十一條の二、第九十五條又は第九十五條の三の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十一條の二第一項、第九十五條第一項又は第九十五條の三第一項に規定する管理及び復旧を行わせることができる。この場合には、新法中第七十一條の二第一項又は第九十五條第一項の規定による指定を受けた法人に関する規定を準用する。

8 教育公務員特例法（昭和二十四

年法律第一號）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「第十三條」を「第十四條」に、「文化財研究所」を「国立文化財研究所」に改める。

9 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九號）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三号中「第二十七條」を「第二十七條又は第五十六條の十第一項」に、「第六十九條又は第七十條」を「第六十九條第一項若しくは第二項又は第七十條第一項」に改める。

10 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一號）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に改める。

11 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六號）の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第八号中「文化財保護法」を「文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四號）」に、「重要文化財」を「重要文化財、重要民俗資料」に改める。

○大藏國務大臣 今回政府より提出いたしました文化財保護法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

昭和二十五年文化財の保護に関する画期的立法として、文化財保護法が制定されて以来、文化財保護行政は、確固たる法的基盤の上に著々とその成果をあげて参りました。

その後三年有半にわたる法運用の経験からしまして、その規定を整備しなければならぬ問題が種々出て参りましたので、ここにこの改正法律案を提出した次第であります。

次に、本改正法律案の主要な点について概略御説明いたします。

第一は、重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたことであります。管理団体の制度は、従来、史跡名勝天然記念物について認められていたものでありますが、重要文化財については、この制度がなく、所有者の判明しない場合または所有者による管理が著しく不適当である場合には、その管理及び修理があるいは放置され、あるいはきわめて不完全な状態にとどまらざるを得なかつたのであります。そこで、このような場合には、文化財保護委員会は、地方公共団体その他の法人を管理団体に指定して重要文化財の保存のために必要な管理、修理等を行わせることができることといたしました。

第二は、無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備強化したこととあります。価値の高い芸能、工芸技術等の保護は、文化財保護法の制定とともに始められたもので、その保護の必要性は、近時ますます一般に認識されて来ております。しかるに、現行の規定は、わずかに二条で、三年有余の運用の経験からして、その整備強化をはかる必要を特に痛感したのであります。そこで、今般無形文化財のうち重要なものを指定し、その保護の万全を期することとするとともに、その他無形文化財に関する規定を整備したのであります。

第三は、民俗資料の保護に関する制

度を確立したことであります。民俗資料は、従来、有形文化財の一つとして規定されていたのであります。ところが有形文化財が芸術的価値を主眼としているのに対して、民俗資料は、国民生活の推移を理解するに欠くべからざる資料であり、両者それぞれ、価値の観点を異にするのみならず、民俗資料は、常に無形のものに伴つてゐることなど他の有形文化財と異なつた特色がありますので、別個の体系のもとに保護する必要があるものであります。今般民俗資料に関する一章を設け、適切な保護規定を整備したのはこのためであります。

第四は、史跡名勝天然記念物等の保護と所有権等の財産権及び一般公益との調整に関する規定を整備したことであり、史跡名勝天然記念物は、特に、土地に関する権利等と関連する面が強く、文化財保護委員会は、それらの間の調整について種々配慮して来たのであります。今回その趣旨を明らかにするとともに、文化財保護委員会の現状変更の処分等について不服のある者に異議申立ての道を開き、その際、公開による聴聞を行い、関係行政機関と協議し、または意見を聞く等の措置により、所有権その他の財産権を尊重し、国土の開発その他の公益との調整をはかる上に万全を期することとしたのであります。

以上のほか、史跡名勝天然記念物に関する、他の法令にならつて無断現状変更等をした者に対する原状回復命令の制度を設け、また、罰則規定について他の法令との均衡を考慮して整備する等所要の法的整備を行つた次第であります。

以上、本改正法律案の提案の理由と、その内容の骨子について御説明いたしました。

何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○竹尾委員長代理 次に右法案につきまして、政府委員より補足説明を求めます。

○森田説明員 文化財保護法の一部を改正する法律案について文部大臣の提案理由を補足いたしまして内容の大綱を御説明申し上げます。

第一は、重要文化財に関するものであります。これに関する改正のうち、まず、重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこととあります。

管理団体は、重要文化財の所有者が判明しない場合または所有者による管理が著しく困難もしくは不適当であると明らかに認められる場合に指定するのであります。その際、所有権を尊重して所有者の同意を要件とします。また、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得ることとし、運営の円滑を期したのであります。この管理団体は、所有者にかつて重要文化財の保存のための管理、修理及び公開の責任を負うものとし、これらに要する費用は、管理団体の負担といたしました。そこで、これらの費用の国庫補助等が従来所有者に対してのみ行い得ることとなつていたのを改めて、管理団体に対しても行い得るよういたしました。また、管理団体が公開を行う場合の観覧料は、管理団体の収入とし、所有者が管理団体の行う修理等により利益を得る場合には、管理団体と所有者との協議により、費用

の一部を所有者の負担とすることができ、その内容の骨子について御説明いたしました。次に、重要文化財について所有者が自費で修理を行う場合、所有者は善意であれば、許可を要すべき現状変更が無断で行われたり、あるいは、修理がかえつて改悪となる場合もあり得ますので、これを事前届出制とし、文化財保護委員会は、修理に関し技術的な指導と助言を与えることができることとしました。さらに、重要文化財の所在の場所以外の場合で所有者が一般に公開する場合に、ややもすれば、貴重な重要文化財に危険が伴いがちでありますので、その危険を防止するため、文化財保護委員会は、その公開について必要な指示等をなし得ることとしました。

第二は、無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備したこととあります。まず、重要文化財については、従来、無形文化財のうち価値の高いもので、国が保護しなければ喪失するおそれのあるものについて国は助成の措置を講じなければならぬことになつていたのであります。また、助成の措置を講ずべき無形文化財の選定には、その無形文化財の価値以外の判断が加わつていたのであります。ところが、無形文化財の保護の面から考えますと、有形文化財の場合と同様に、価値の見地から判断して重要無形文化財を指定し、必要のあるものについて適切な助成措置を講ずることとする方が客観的であり、行政上の的確を期することができると考えますので、ここに重要無形文化財の指定制度を設けたわけであり、ところで、

無形文化財は、芸能、工芸技術等無形のわざそのものでありますので、指定にあつては、その存在を具体化するため、当該重要無形文化財を表現している人として、その保持者を認定することとしたのであります。これらの重要無形文化財の保護に關しましては、文化財保護委員会のみならずその記録の作成、伝承者の養成等、その保存のための適当な措置をとるとともに、国は、保持者、地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対してその保存に要する経費の一部を補助し得ることとしました。また、文化財保護委員会の勧告及び承認による公開の制度を設け、これについても重要文化財と同様に、文化財保護委員会が適当と認めたものについては、国は、その費用の一部を負担し得ることとしました。さらに、無形文化財のうちには、重要無形文化財に指定して、そのままの形で存続のための措置を講ずることは、社会情勢その他の関係でとうてい不可能と認められるものも、資料的価値が高く、将来の無形文化財の発展に寄与し得るものも相当数認められますので、特に一条を設けてこれらを選択して、記録の作成、保存等の措置を講ずることができるよういたしました。

第三に、民俗資料の保護に関する制度を確立したこととあります。民俗資料について有形文化財の体系から切り離して新たに一章を設けて規定した理由は、文部大臣の提案理由の通りであります。この民俗資料の保護のための措置としまして、まず有形の民俗資料については、特に重要なものを重要民俗資料として指定し、重要民俗資料の現状変更、輸出及び第三者による公開を届

出制としましたほか、管理、保護、公開等について重要文化財に準じた保護規定を設けることとしたのであります。次に、無形の民俗資料につきましては、無形文化財の場合と同様の趣旨で資料的価値のあるもの等特に必要のあるものを選択して記録の作成等の措置を講ずることができるよういたしました。

第四に、埋蔵文化財につきましては、まず濫掘防止のための文化財保護委員会による指導を十分にするため、埋蔵文化財の調査のための発掘の事前届出期限を十日間延長して三十日としました。また、埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとする場合には、事前届出を要するものとし、文化財保護委員会において必要な指示をすることができるとしたのであります。

第五に、史跡名勝天然記念物についてであります。史跡名勝天然記念物は、土地に関する権利等と関連する面が強いので、その指定及び現状変更等の制限にあつては、特に、財産権の尊重及び他の公益との調整に留意すべき旨の訓示規定を設けたのであります。また、都道府県教育委員会の行う史跡名勝天然記念物の仮指定については、その性質上有効期間を限定することが適当と考えられますので、これを二年といたしました。さらに、史跡名勝天然記念物の管理団体の制度につきましては、重要文化財の管理団体の制度を規定したことに伴つて、現在政令で規定されている事項を法律に規定することとしました。以上のほか、他の立法例にならつて、史跡名勝天然記念物の無断

現状変更及び環境保全命令違反をした者に対しては原状回復命令をなすうることとして保護の確実を期することとするともに、罰則についても重要文化財に関する罰則その他の法令との均衡等を考慮して必要な整備を行いました。

第六に、異議申立の制度につきましては、文化財保護委員会の現状変更等に関する処分、環境保全のためにする処分及び史跡名勝天然記念物の管理団体の指定に不服のある者に対して認めることとし、この場合には、公開による聴聞を行い、これらの処分の適正を期したわけであり。なお、異議申立にかかる事実が眞実または採石業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に協議する等他の権利との調整に関して十分考慮し得るようにしたのであります。

以上のほか、地方公共団体の文化財の保護に関する任務を明らかにするとともに、国有財産である重要文化財、重要民俗資料及び史跡名勝天然記念物についても管理団体の制度について規定を整備する等本法全体にわたつて規定の整備を行った次第であります。

以上が、本改正法律案の内容の大綱であります。

○竹尾委員長代理 次に学校給食法案を議題とし、政府当局より提案理由の説明を求めます。

学校給食法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与す

るものであることにかんがみ、学校給食の実施に關し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実に資することを目的とする。

(学校給食の目標)

第二条 学校給食については、小学校における教育の目的を実現するために、左の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養ふこと。

二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養ふこと。

三 食生活の合理化、栄養の改善と健康及び増進を図ること。

四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める小学校、盲学校、ろう学校又は養護学校(以下「小学校等」と総称する)において、その児童に対し実施される給食をいう。

(小学校等の設置者の任務)

第四条 小学校等の設置者は、当該小学校等において学校給食を実施されるように努めなければならない。

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るために努めなければならない。

(経費の負担)

第六条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、小学校等の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「補助金」といふ)は、学校給食を受ける児童の保護者(学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう)の負担とする。

(国の補助)

第七条 国は、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

(補助の申請等)

第八条 小学校等の設置者は、前条の規定により国の補助を受けようとする場合においては、政令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならない。

2 文部大臣は、前項の規定により補助金の交付申請書の提出を受けたときは、補助金を交付するかどうかを決定し、その旨を当該小学校等の設置者に通知しなければならない。

(補助金の返還等)

第九条 文部大臣は、前条第二項の規定により補助金の交付の決定を受けた者が左の各号の一に該当するときは、補助金の交付をやめ、又はすでに交付した補助金を返還させるものとする。

一 補助金を補助の目的以外の目的に使用したとき。

二 正当な理由がなくて補助金の交付の決定を受けた年度内に補助に係る施設又は設備を設けないうこととなつたとき。

三 補助に係る施設又は設備を、正当な理由がなくて補助の目的以外の目的に使用し、又は文部大臣の許可を受けずに処分したとき。

四 補助金の交付の条件に違反したとき。

五 虚偽の方法によつて補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(小麦粉等の充渡し)

第十条 国が、食糧管理特別会計の負担において買入れた小麦又はこれを原料として製造した小麦粉を、農林大臣が文部大臣と協議して定める充渡計画に従ひ、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の定めるところにより、学校給食用として充て渡す場合における充渡の予定価格は、食生活の改善のため必要があるときは、食糧管理法第四条ノ三第二項の規定にかかわらず、農林大臣が定める価格によるものとする。

(小麦等の用途外使用の禁止)

第十一条 前条に規定する小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者、その者から当該小麦又は小麦粉を学校給食用として買い受けた者及びこれらの者のために当該小麦又は小麦粉を保管する者は、当該小麦又は小麦粉を学校給食以外の用途に供する目的で譲渡

し、又は学校給食以外の用途に使用してはならない。

(報告の徴収)

第十二条 文部大臣又は農林大臣は、第十条に規定する充渡計画の立案又は実施のため必要があるときは、公立又は私立の小学校等の設置者に対し、学校給食に關し必要な事項の報告を求めることができる。

(政令への委任)

第十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「麦ノ充渡を」を「麦ノ充渡及学校給食法(昭和二十九年法律第 号)第十条ノ規定ニ依ル小麦又ハ小麦粉ノ充渡」に改める。

○大連國務大臣 ただいま上程になりました学校給食法案について、その提案の理由及び大綱を御説明申し上げます。

学校給食は、児童の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものでありまして、その普及充実はかかることが必要であることは申し上げるまでもないところであります。

小学校等において、その教育の一環として学校給食が適正に実施されるといふことは、とりもなおさず、児童が

みずからの体験を通して、望ましい日常の食生活の営みを学びとることであつて、学校給食が児童の現在及び将来の生活を幸福にするゆえんであり、教育的に実施される学校給食の意義はまことに重要であると存するのであります。学校給食の重要性は、この点に存するものと考えられるのであります。すでに全国各地で学校給食が行われ、その効果はきわめて顕著であり、学校給食に対する認識も深まり、今や世論は学校給食の普及充実に強く要望するに至つておるのであります。

さらにわが国の現下の食糧事情から申しまして、今後国民の食生活は、粉食混合の形態に移行することが必要であると思ふのであります。米食偏重の傾向を是正し、また粉食実施に伴う栄養摂取方法を適正にすることは、なか／＼困難なことでありますので、学校給食によつて幼少の時代において教育的に配慮された合理的な食事になれさせることが国民食生活の改善上最も肝要であると存じます。

ところが現在、小学校等において実施されております学校給食につきましては、いまだばつきりした法的根拠はないのであります。そこで政府といたしましては、多年にわたる学校給食関係者の学校給食に関する法制化の熱望にこたえとともに、学校給食の重要性にかんがみ、その普及充実はかるために、ここに学校給食法案を立案上程いたしました次第であります。

本法草案の骨子といたしますところは、学校給食の目標及び定義を明らかにし、学校給食に關し、小学校等の設置者地方公共団体及び国の任務につい

て所要の規定を設けたのであります。すなわち小学校等の設置者は当該小学校等において、学校給食を実施されるように努めなければならないものと、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるもの、すなわち主として人件費は小学校等の設置者の負担とし、これら以外の学校給食に要する経費は給食費として、給食を受ける児童の保護者の負担といたし、一応その負担区分を明確にいたしましたのであります。

次に国及び地方公共団体の任務は、学校給食の普及と健全な発達をはかるように努めなければならないのであります。本法草案におきましては特に国の補助について規定しておるのであります。すなわち国は、公立または私立の小学校等の設置者に対し、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができるとし、また国はその負担において、学校給食用小麦等の代金について特別低廉な価格を定めることができるのであります。給食を受ける児童の保護者の負担である給食費はおのずから相当に軽減されるわけであり、以上のはか学校給食用小麦粉等の用途外使用の禁止、報告の徴取等について規定を設け、いずれも学校給食の実施に關し、その管理の適正を期しておるのであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由とその趣旨の概要でございます。なにとぞ慎重に御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

○竹尾委員長代理 これにて以上六法案の提案理由の説明は終了しました。
本日はこれにて散会し、次会は公報をもつてお知らせいたします。
午前十一時五十八分散会

昭和二十九年四月二十日印刷

昭和二十九年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局